

山口県報

平成24年
3月30日
(金曜日)

目次

告示

山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示の一部改正 (財政課)..... 一

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示の一部改正 (環境政策課)..... 一

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示の一部改正 (環境政策課)..... 一

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示の一部改正 (環境政策課)..... 二

振動規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示の一部改正 (環境政策課)..... 二

悪臭防止法第三条の規定に基づく地域の指定に関する告示の一部改正 (環境政策課)..... 二

県道路線の認定 (道路整備課)..... 二

道路の区域の決定 (道路整備課)..... 二

道路の区域の変更 (道路整備課)..... 三

臨港地区の分区の指定 (五件) (港湾課)..... 三

道路とみなされる道の指定 (建築指導課)..... 五

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正 (会計課)..... 六

公告

国土調査の成果の認証 (地域政策課)..... 八

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課)..... 八

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課)..... 八

林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定 (森林企画課)..... 九

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)..... 九

公安委告示

犯罪被害者等早期援助団体の指定..... 九

漁業法第六十七条第一項の規定による指示..... 九



山口県告示第百一号

山口県補助金等交付規則第二条第一項第三号に規定する給付金に関する告示 (平成十九年山口県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、平成二十三年度以前の予算に係る給付金については、なお従前の例による。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

一 中(五)を削る。

山口県告示第百二号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示 (昭和五十五年山口県告示第百六十三号)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

「宇部市、山口市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、」及び「、関係市役所」を削る。

山口県告示第百三号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示 (昭和五十年山口県告示第百九号の四)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

表指定地域の欄中「宇部市、山口市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祿市、周南市、山陽小野田市、」を削り、同表の備考中「、関係市役所」を削る。

山口県告示第四百号

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示(昭和五十三年山口県告示第三百六十八号)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

「宇部市、山口市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祿市、周南市、山陽小野田市、」及び「、関係市役所」を削る。

山口県告示第四百五号

振動規制法第四条第一項の規定に基づく規制基準に関する告示(昭和五十三年山口県告示第三百六十九号)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

表指定地域の欄中「宇部市、山口市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祿市、周南市、山陽小野田市、」を削り、同表の備考中「、関係市役所」を削る。

山口県告示第四百六号

悪臭防止法第三条の規定に基づく地域の指定に関する告示(平成八年山口県告示第二百五十七号)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

「宇部市、山口市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祿市、周南市、山陽小野田市、」及び「、関係市役所」を削る。

山口県告示第四百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定により、次のとおり県道の路線を認定する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

路 線 名	終 起 点
岩国錦帯橋空港線	岩国市岩国錦帯橋空港 岩国市昭和町三丁目

山口県告示第四百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路 線 名 岩国錦帯橋空港線
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
岩国市旭町一丁目七〇二の六地先から 同市 同町六六六の四地先まで	最狭 一〇・八 最広 二四・〇	三三・二	岩国市道旭町の 九号線の道路の 区域
岩国市旭町一丁目六六六の四地先から 同市昭和町三丁目五の二地先まで	最狭 二〇・〇 最広 四四・〇	一、九二・七	岩国市道昭和町の 三号線の道路の 区域
岩国市昭和町三丁目五の二地先から 同市 同町二二二五の二地先まで	最狭 二五・八 最広 三七・二	一〇一・三	岩国市道昭和町の 一号线の道路の 区域

山口県告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十四年三月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
 路線名 岩国玖珂線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
岩国市今津町二丁目一〇六の一地从 先から 同市今津町三丁目七〇四の九地先ま で	最狭 一 一 〇	最狭 一 一 〇	二二・七・五	九〇四・二	起 点 の 変 更 に よ り
岩国市牛野谷町一丁目五六六の二地 先から 同市 同町一四の四地先まで	最狭 一 一 〇	最狭 一 一 〇	二二・七・五	九〇四・二	起 点 の 変 更 に よ り

道路の種類 県道
 路線名 南岩国停車場磯崎線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
岩国市尾津町二丁目二四の二三地 先から 同市今津町四丁目一〇九の二地先ま で 並びに	最狭 三 四 〇	最狭 三 四 〇	二一・五〇二・五		ダ ブ ル ウ ェ イ

山口県告示第百十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、周南都市計画臨港地区大島臨港地区の分区を次のとおり指定する。
 その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び周南市防炎建設部河川港湾課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 分区の種類
工業港区
- 二 分区の位置及び区域
(一) 位置
周南市大字大島の一部

新				旧			
最狭 二 二 九 ・ 五	最狭 三 三 三 ・ 二	最狭 三 五 九 ・ 二	最狭 二 四 五 ・ 七	最狭 二 二 九 ・ 五	最狭 三 三 三 ・ 二	最狭 三 五 九 ・ 二	最狭 二 四 五 ・ 七
八 七 九 ・ 五	九 六 七 ・ 九	九 七 四 ・ 六	五 五 〇 ・ 一	八 七 九 ・ 五	九 六 七 ・ 九	九 七 四 ・ 六	五 五 〇 ・ 一
県道岩国玖珂線 の道路の区域 (重用)	一般国道一八八 号の道路の区域 (重用)	一般国道一八八 号の道路の区域 (重用)	一般国道一八八 号の道路の区域 (重用)	県道岩国玖珂線 の道路の区域 (重用)	一般国道一八八 号の道路の区域 (重用)	一般国道一八八 号の道路の区域 (重用)	一般国道一八八 号の道路の区域 (重用)

- (二) 面積
- 一九・四ヘクタール

山口県告示第百十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、周南都市計画臨港地区栗屋臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び周南市防災建設部河川港湾課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 分区の種類
- 保安港区

- 二 分区の位置及び区域
- (一) 位置

周南市大字栗屋の一部

- (二) 面積

九六・三ヘクタール

山口県告示第百十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、周南都市計画臨港地区晴海臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び周南市防災建設部河川港湾課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 分区の種類
- 商港区、工業港区及び修景厚生港区

- 二 分区の位置及び区域
- (一) 商港区

1 位置

周南市徳山港町の一部

- 2 面積
- 七二・九ヘクタール

- (二) 工業港区
- 1 位置

周南市晴海町の一部

- 2 面積

一一・三・四ヘクタール

- (三) 修景厚生港区
- 1 位置

周南市晴海町の一部

- 2 面積

五・三ヘクタール

山口県告示第百十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、周南都市計画臨港地区徳山港町臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び周南市防災建設部河川港湾課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 分区の種類
- 商港区、工業港区及び修景厚生港区

- 二 分区の位置及び区域
- (一) 商港区

1 位置

周南市入船町、徳山港町及び築港町の各一部

- 2 面積

一一・一ヘクタール

- (二) 工業港区
- 1 位置

周南市徳山港町の一部

2 面積
七・二ヘクタール

(三) 修景厚生港区
1 位置
周南市徳山港町の一部
2 面積
〇・七ヘクタール

山口県告示第百十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、周南都市計画臨港地区御影臨港地区の分区を次のとおり指定する。
その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び周南市防炎建設部河川港湾課において一般の縦覧に供する。

山口県知事 二井 関成

平成二十四年三月三十日

一 分区の種類
工業港区
二 分区の位置及び区域
(一) 位置
周南市御影町
(二) 面積
五二・三ヘクタール

山口県告示第百十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第二項に規定する道を次のとおり指定する。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

山口県知事 二井 関成

平成二十四年三月三十日

名称	起点	終点	道路幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
上島田二号	光市上島田八丁目 四一六の〇地先	光市上島田八丁目 四二〇の九地先	四・〇	二二八・一	平成二四、三〇
上島田二号	光市上島田八丁目 四一六の三三三〇の五地先	光市上島田八丁目 三四〇の五地先	四・〇	五五・二	"
上島田三号	光市上島田八丁目 四一五の三三三〇の五地先	光市上島田八丁目 三四〇の五地先	四・〇	六六・八	"
小周防一号	光市大字小周防字 西慶水二九九二の 四地先	光市大字小周防字 西慶水二九九二の 五地先	四・〇	八六・〇	"
小周防二号	光市大字小周防字 千田二六二七地先	光市大字小周防字 千田二六五〇の 一	四・〇	一六〇・〇	"
小周防三号	光市大字小周防字 西ノ下九〇一の二 地先	光市大字小周防字 西ノ下八五二の二 六	四・〇	八三・八	"
小周防四号	光市大字小周防字 西ノ下九〇一の二 地先	光市大字小周防字 西ノ下八九九地先	四・〇	一三〇・五	"
小周防五号	光市大字小周防字 西ノ下八九五の三 地先	光市大字小周防字 松本九〇六の一 地	四・〇	三一九・三	"
小周防六号	光市大字小周防字 浴九三三の七地先	光市大字小周防字 下福田九四九の五 地先	四・〇	一〇五・五	"
小周防七号	光市大字小周防字 下福田九四八の七 地先	光市大字小周防字 下福田九四〇地先	四・〇	一七四・三	"
小周防八号	光市大字小周防字 清源庵九四七の一 地先	光市大字小周防字 清源庵八四八の四 地先	四・〇	一三三・六	"
小周防九号	光市大字小周防字 下福田九五五の一 地先	光市大字小周防字 中福田八二〇の五 地先	四・〇	八一・一	"
小周防一〇号	光市大字小周防字 清太夫六六五の三 地先	光市大字小周防字 中村二七七の一 地先	四・〇	五二五・五	"
小周防一一号	光市大字小周防字 幡岡四二七の一 地先	光市大字小周防字 地下二七五地先	四・〇	一八九・三	"

小周防二六号	小周防二五号	小周防二四号	小周防二三号	小周防二二号	小周防二一号	小周防二〇号	小周防一九号	小周防一八号	小周防一七号	小周防一六号	小周防一五号	小周防一四号	小周防一三号	小周防一二号
先宗光 市大 字小 周防 字 宗 田 六 六 の 一 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 下 大 地 田 六 一 〇 の 一 地 先	井ノ 前 一 四 七 二 の 三 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 坂 部 一 六 一 四 の 三 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 東 竹 ノ 下 一 六 五 八 の 七 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 楠 一 六 三 二 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 七 の 四 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 西 鍛 治 ノ 前 一 七 三 五 の 四 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 井ノ 前 一 七 八 七 の 七 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 先 井ノ 前 一 七 九 二 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 七 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 先 下 小 野 一 九 一 一 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 新 宮 迫 二 〇 八 一 の 一 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 鬼 武 二 〇 八 四 の 三 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 新 宮 迫 二 〇 八 一 の 一 地 先
先宗光 市大 字小 周防 字 宗 田 六 六 の 七 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 下 大 地 田 六 〇 九 の 一 地 先	奥ノ 坊 一 三 四 六 の 四 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 坂 部 一 六 二 三 の 三 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 楠 一 六 二 九 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 先 楠 一 六 三 〇 の 二 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 東 竹 ノ 下 一 六 五 八 の 二 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 西 鍛 治 ノ 前 一 七 三 五 の 一 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 井ノ 前 一 四 八 〇 の 八 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 先 井ノ 前 一 四 六 〇 の 一 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 下 小 野 一 九 一 〇 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 新 宮 迫 二 〇 七 八 の 一 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 鬼 武 二 〇 八 六 の 二 地 先	光市 大 字 小 周 防 字 門 前 二 二 八 二 の 一 地 先	
四・〇	四・〇	四・六	四・〇	四・〇	四・〇	五・七	四・〇	四・〇	四・〇	五・〇	四・〇	四・〇	四・〇	四・〇
二七八・六	二三・一	三三〇・〇	一六〇・二	八四・七	九〇・四	三四六・〇	二二八・四	一一一・二	七〇・〇	八八六・〇	二〇・〇	七一・二	三五・五	九〇七・六
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

山口県告示第百十六号
指定金融機関

指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示(平成

立野九号	立野八号	立野七号	立野六号	立野五号	立野四号	立野三号	立野二号	立野一号	小周防三〇号	小周防二九号	小周防二八号	小周防二七号
先ノ 前 二 〇 八 の 一 地 先	光市 大 字 立 野 字 神	光市 大 字 立 野 字 同 原 二 五 〇 地 先	慶周 寺 七 六 六 の 一 地 先	光市 大 字 立 野 字 森 一 地 先	光市 大 字 立 野 字 慶 周 寺 七 七 八 の 七 地 先	谷ノ 前 一 四 五 七 地 先	〇地 先	柏原 一 五 四 六 の 一 地 先	下小 野 一 八 八 〇 の 一 地 先	上橋 本 二 一 八 八 の 一 地 先	下福 田 九 五 〇 の 三 地 先	反田 一 三 九 一 の 四 地 先
光市 大 字 立 野 字 神	光市 大 字 立 野 字 同 原 二 五 〇 地 先	慶周 寺 七 七 八 の 一 地 先	光市 大 字 立 野 字 森 一 地 先	光市 大 字 立 野 字 慶 周 寺 七 七 八 の 七 地 先	谷ノ 前 一 四 四 七 地 先	〇地 先	柏原 一 五 四 六 の 一 地 先	下小 野 一 八 八 四 地 先	上橋 本 二 一 八 八 の 一 地 先	下福 田 九 五 〇 の 三 地 先	反田 一 三 九 一 の 四 地 先	川端 一 六 四 二 の 四 地 先
四・〇	四・〇	四・二	四・〇	四・七	四・五	四・〇	四・一	四・〇	四・〇	四・一	四・〇	四・〇
二〇三・四	五九〇・二	七四・六	一一二・九	一七四・二	三六六・二	八一・三	四七五・四	二八二・一	九二・〇	四六〇・〇	六六五・七	一五三・六
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

三年山口県告示第九百三十二号(の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。
 平成二十四年三月三十日
 山口県知事 二井 関 成

一 から三までを次のように改める。
 一 指定金融機関

金融機関の名称	所在地	事務取扱店の範囲	取扱事務の範囲
株式会社山口銀	下関市竹崎町四丁目二番三六号	国内に所在する店舗(本店又は本所支店又は支所及び出張所をいう。以下同じ。)	二 公金の収納事務 一 公金の支払事務

二 指定代理金融機関

金融機関の名称	所在地	事務取扱店の範囲	取扱事務の範囲
株式会社西京銀	周南市平和通一丁目一〇の二	国内に所在する店舗(ヤマダ電機山口店出張所を除く。)	一 公金の収納事務(地方譲与税、地方交付税、国庫支出金及び県債を除く。三の表において同じ。) 二 公金の支払事務の一部
山口県信用農業協同組合連合会	山口市小郡下郷二二三九	県内に所在する店舗	" "

三 収納代理金融機関

金融機関の名称	所在地	事務取扱店の範囲	取扱事務の範囲
株式会社三井住友銀行	有楽町一丁目一〇番一	"	"
株式会社三井住友銀行	丸の内二丁目七番一	県内に所在する店舗	"
株式会社三菱東京UFJ銀行	丸の内二丁目七番一	県内に所在する店舗	"
株式会社みずほ銀行	内幸町一丁目一五番五	国内に所在する店舗	公金の収納事務
株式会社伊予銀	愛媛県松山市南堀端町一	"	"
株式会社福岡銀	福岡市中央区天神二丁目一三番一	"	"

株式会社十八銀行	長崎市銅座町一番一〇番一	"	"
株式会社親和銀行	長崎県佐世保市島瀬町一〇番一	小倉支店	公金の収納事務(口座振替の方法によるものに限る。)
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目一番一	県内に所在する店舗	公金の収納事務
株式会社北九州銀行	北九州小倉北区堺町一丁目一〇番一	本店、門司支店、八幡支店、戸畑支店、三萩野支店、赤坂支店、小倉東支店、小倉西支店、折尾支店、守屋支店、尾道支店、大里支店、橋支店及び大里支店	"
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜四丁目五番三三	県内に所在する店舗	"
株式会社もみじ銀行	広島市中区胡町一番二四号	県内に所在する店舗及び小倉支店	公金の収納事務(小倉支店にあつては口座振替の方法によるものに限る。)
株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区霞が関一丁目三番二	国内に所在する店舗及び郵便局(株式会社ゆうちょ銀行を銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十六条に規定する郵便局として当該銀行の営業所として郵便局株式会社の営業所として当該銀行の業務を行うものに限る。)	公金の収納事務(現金又は現金に代えて納付される証券による県税の収納事務に限る。)
広島信用金庫	広島市中区富士見町三番一五号	大竹支店	公金の収納事務(口座振替の方法によるものに限る。)
萩山口信用金庫	山口市道場門前一丁目五番一	県内に所在する店舗	公金の収納事務
西中国信用金庫	下関市細江町一丁目一番八号	国内に所在する店舗並びにきわ代理店及び錦町代理店	"
防府信用金庫	防府市天神一丁目二番一八号	県内に所在する店舗	"
東山口信用金庫	柳井市中央二丁目七番三二	"	"
株式会社商工組合中央金庫	東京都中央区八重洲二丁目一〇番一七	"	"
朝銀西信用組合	岡山市駅前町二丁目六番一九号	"	"
信用組合広島商	広島市中区西平塚町四番一二号	"	"

山口県信用組合	山口県大島農業協同組合	中国労働金庫	山口東農業協同組合	岩国市農業協同組合	山口東農業協同組合	南すおう農業協同組合	周南農業協同組合	防府とくち農業協同組合	山口中央農業協同組合	山口宇部農業協同組合	下関農業協同組合	山口美祢農業協同組合	長門大津農業協同組合	あぶらんど秋農業協同組合	山口県漁業協同組合
山陽小野田市中 央一丁目二番四 〇号	大島郡周防大島 町大字久賀四七 二の一	広島市南区金屋 町一番一七号	岩国市多田九七 の二	岩国市山手町一 丁目一四番五号	柳井市中央三丁 目一六番一号	目一六番一号	下松市西柳二丁 目三番四八号	防府市中央町四 番一号	山口市吉敷四五 二五の一	宇部市大字川上 七四	下関市秋根北町 四番一号	美祢市大嶺町東 分三四三の一	長門市東深川一 九四一	萩市大字江向四 三一の一	下関市伊崎町一 丁目四番二四号
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

(九六) 国土調査の成果の認証
 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。



平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
防府市	平成二十二年六月十日から平成二十三年七月十二日まで	防府市地籍簿	大字久兼の一部
美祢市	平成二十一年五月二十一日から平成二十三年三月二十三日まで	美祢市地籍簿 美祢市地籍簿	美東町赤、美東町綾木及び美東町長田の各一部

二 認証年月日

平成二十四年三月三十日

(九七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十四年五月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年三月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人周南さわやか会
 代表者の氏名 河本 敏昭
 主たる事務所の所在地 周南市鞆町二丁目六七番地の一

(九八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年十一月十一日山口県公告(三三三六)に係る大規模小売店舗について次のとおり

宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十四年三月三十日から同年五月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン宇部

所在地 宇部市大字妻崎開作四一五の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(九九) 林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定

林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第四条第一項の規定により、次のとおり林業労働力の確保の促進に関する基本計画を定めました。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 林業労働力の確保の促進に関する基本計画の内容

縦覧に供する林業労働力の確保の促進に関する基本計画のとおり

二 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課及び各農林事務所

(一〇〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十四年三月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

岩国市旭町三丁目

二 開発許可を受けた者

岩国市

山口県公安委員会告示第九号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号。以下「法」という。)第二十三条第一項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体を次のとおり指定した。

平成二十四年三月三十日

山口県公安委員会

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

特定非営利活動法人山口被害者支援センター

山口市小郡下郷一五六〇の二一

小田 悦郎

二 援助事業を行う事務所の名称及び所在地

特定非営利活動法人山口被害者支援センター

山口市小郡下郷一五六〇の二一

三 援助事業に係る犯罪被害等

法第二条第四項に規定する犯罪被害等

四 指定年月日

平成二十四年三月二十八日



山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十四年三月三十日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会 長 大西 一 治

一 指示の内容

次のアからオまでの点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（最大高潮時海岸線から五百メートル以内の海域を除く。）において、五月一日から十月三十一日までの間、投びょうして、かつ、釣りによって水産動物を採捕してはならない。

ア 柳井市平郡島長崎突端

イ 伊予灘航路第六号灯浮標（北緯三三度四二分四八秒東経一三三度一三分一三分）

ウ 伊予灘航路第七号灯浮標（北緯三三度四四分一八秒東経一三三度一七分五四秒）

エ 伊予灘航路第七号灯浮標（北緯三三度四四分一八秒東経一三三度一七分五四秒）

と平郡水道第三号灯浮標（北緯三三度五〇分東経一三三度一七分三六秒）とを結んだ線と柳井市掛津島北端と大島郡周防大島町小水無瀬島北端を結んだ線との交点

オ 柳井市平郡島平郡漁港羽仁A防波堤基部

二 指示の有効期間

平成二十四年五月一日から平成二十六年十月三十一日まで

平成二十四年三月三十日印刷
平成二十四年三月三十日発行

発行人所

山口県知事庁